

平成27年 第5回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成27年3月26日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年3月26日

東京都教育委員会第5回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第42号議案

平成27年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について

第43号議案から第46号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分について

第47号議案

平成27年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

第48号議案

東京都教育委員会事務局職員等の懲戒処分等について

第49号議案

平成27年度東京都教科用図書選定審議会委員の任命及び委嘱について

第50号議案

東京都教育委員会委員の辞職の同意について

2 報 告 事 項

(1) コミュニティ・スクールの設置状況について

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

(3) 平成27年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

委員 長	木 村 孟
委 員	竹 花 豊
委 員	乙 武 洋 匡
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	比留間 英 人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英 人
	次長	松 山 英 幸
	教育監	高 野 敬 三
	総務部長	堤 雅 史
	都立学校教育部長	早 川 剛 生
	地域教育支援部長	前 田 哲
	指導部長	金 子 一 彦
	人事部長	加 藤 裕 之
	福利厚生部長	高 畑 崇 久
	教育政策担当部長	白 川 敦
	教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
	特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
	指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
	人事企画担当部長	粉 川 貴 司
（書 記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成27年第5回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材は、都政新報社外4社、合計5社、個人は抽選で20名となりました。入室を許可してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、よろしく申し上げます。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意を促しても、なお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置を含めて厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回2月12日開催の第3回定例会の会議録であります。先日お配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第3回定例会の会議録については御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

前回3月5日開催の第4回定例会会議録がいつものとおり机の上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

よろしく申し上げます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第43号議案から第49号議案まで並びに報告事項（2）及び（3）については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についてはそのように取扱いをいたします。

委員長職務代理の指定

【委員長】 議事に入ります前に、委員長職務代理者の指定について御意見をお伺いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項により、「委員長に事故等があるときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。」と規定されております。委員長職務代理者については、第一順位として竹花委員、第二順位として乙武委員の2名を指定しております。乙武委員の職務代理者としての任期が平成27年3月26日、本日までとなっておりますので、引き続き平成28年3月26日まで乙武委員に委員長職務代理第二順位としてお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、よろしくお願ひいたします。それでは委員の皆様への御了解をいただいたということで、引き続き乙武委員に委員長職務代理第二順位をお願いすることとしたいと存じます。

議 案

第42号議案

平成27年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について

【委員長】 まず、第42号議案、平成27年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について、説明は指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 第42号議案、平成27年度、来年度設置いたします東京都教科用図書

選定審議会に対する諮問事項についてお諮りいたします。

まず「1 教科用図書選定審議会」ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、いわゆる無償措置法に基づいて毎年度設置することと規定されてございます。また、都道府県教育委員会は義務教育諸学校の採択に際して意見を聴かなければならないと規定されてございます。

「2 諮問事項」で、東京都教育委員会から本審議会に諮問する事項（1）から（3）までは例年と同様で、（1）採択方針、（2）教科書調査研究資料、そして（3）都立中学校、中等教育学校（前期過程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書採択について諮問し、答申を頂く予定でございます。なお、平成27年度は中学校の教科書が採択替えとなり、中学校の教科書について調査研究をしてまいります。

「3 諮問理由」は、今申し上げたように教科書無償措置法で都立の義務教育諸学校の教科書採択、それから区市町村教育委員会等が、「等」とは私学、国立も含みますが、行う教科書採択についての指導、助言、援助を行うために意見を聴く必要があるという理由で諮問事項を諮るということになっております。

本日この諮問事項が決定したならば、4月1日以降に本審議会を設置し、答申を頂いた後、その答申についてはその都度、教育委員会に報告をする予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御質問・御意見等ございますか。

これは毎年やっていることで、今年は変わったことはないですね。

【指導部長】 これは設置しなければならないと法で定められておりますので、毎年設置してございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件に関しては原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

報 告

(1) コミュニティ・スクールの設置状況について

【委員長】 次に報告事項(1)コミュニティ・スクールの設置状況について、説明を地域教育支援部長、よろしくお願いします。

【地域教育支援部長】 それでは報告資料(1)に基づいてコミュニティ・スクールの設置状況について、国の動きも含めて説明させていただきます。

資料左の「1. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」で概要について御説明しております。まず(1)経緯でございますが、平成16年の公立学校の管理運営の改善を図るために法律で定められております。法文の規定については中ほどにありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5、この法令によりこの制度が定められたということでございます。

この制度は、教育委員会が学校運営協議会を置く学校を指定し、地域住民や保護者を委員に任命することによって地域、保護者の学校運営への参画を促すという趣旨で導入され、(3)にございますとおり、学校と地域が協働することにより、学校運営の改善・充実や地域コミュニティの活性化等につながるといった効果が生まれてございます。

具体的な権限は(4)にございますが、①校長の作成する学校運営の基本方針をこの学校運営協議会が承認することが必須事項として定められております。それから、これは任意ですが、②学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるができる、さらに③教職員の任用に関し任命権者に意見を述べるができるという権限が定められてございます。

(5) 全国の導入状況(平成26年度)でございますが、全公立学校約4万校のうち1,919校(約5パーセント)にコミュニティ・スクールが制度として導入されている状況でございます。

国の動きにつきましては「2. 最近の動き」として書いてございます。平成25年6月14日に閣議決定された第2期教育振興基本計画では、コミュニティ・スクールを全国の小中学校の1割に拡大していくという方針が示され、(2)中央教育審議会答申においてもコミュニティ・スクールについては、その活用を通じて社会総掛かりで学

校教育の質を高めるということも書いてございますし、（３）教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月4日）においても、国は、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進めることや、地方公共団体は、全ての学校での導入を目指すとうたわれてございます。

資料右側に「3. 都内公立小中学校コミュニティ・スクールの設置状況」が書いてございます。平成27年度設置予定数は、小学校については7区、7市、1村、中学校については6区、4市、1村で設置を計画してございます。表の最下段に合計を書いておりますが、平成27年度は262校、平成26年度と比べて24校の増となっております。これは、最後に書いてございますが、都内公立小中学校全1,908校中262校、13.7パーセントの学校がコミュニティ・スクールを設置するという状況でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して何か御質問・御意見等ございますか。

【竹花委員】 せっかくの機会ですから、このコミュニティ・スクールを設置して、この法律が目指しているものが実現しているのかどうか、あるいはこのコミュニティ・スクール制度が作られてもう10年以上たつこの段階で、この程度の広がりにとどまっている理由は何かという、これについての事務方の評価はどのようになっているのかということが1点です。

それから、東京都教育委員会が設置管理をしている公立中学校があるわけですが、これについてはコミュニティ・スクールがどの程度設置されているのかについて教えてください。

【地域教育支援部長】 資料右側でございますとおり、都全体では13.7パーセントという設置状況ですが、これについても区市町村によって、それぞれその地域の実態に若干違いが見られます。積極的に進めているところでは、コミュニティ・スクールは学校運営に地域、保護者が参画して協働していくという趣旨については、ある程度は実現していると思っております。

しかし、これについても若干形式的な方へ流れているような、制度的なものもあるようには思うのですが、基本的には地域参画、保護者の参画による学校の活性化、開かれた学校づくりの方向には少しずつ進んでいると評価しております。

進んでいない理由は、今お話ししたように、コミュニティ・スクールは法で規定されておりますが、その他にも学校支援の形態は、学校支援地域本部も含めて、今様々な形で行われています。学校支援、地域住民、保護者の学校参画はほとんど全ての小・中学校で進んでいるのですが、一方で、あえてこのコミュニティ・スクールという制度を取り入れていないという実態もあるかと思えます。学校支援自体は本当に様々な形で進んでおります。

各区市町村はそういうトータルの学校支援の様々な方法を、その実態に即して選択しながら、このコミュニティ・スクールや類似した学校支援の取組を今進めているというところが実態だと事務局では評価しております。

それから、法的には都立高校もコミュニティ・スクール設置ができることにはなっているのですが、現状では都が設置者となっている学校については、この制度は導入はしておりません。

しかし、都立学校では学校運営連絡協議会というものを必置するようしておりますし、類似の取組の中で地域、保護者の学校参画は進めているという状態でございます。

【竹花委員】 いろいろな学校運営について地域の声あるいは一般の方々のお力を借りるといふ取組には、この間、様々なものが行われていることは承知しておりますが、この学校運営協議会制度はその一つの大きな柱になっています。しかし、その運営については事務的な量も非常に多いということもあります。それから、例えば今この協議会の制度の中でどのような中身を言っているか分かりませんが、例えば教員の人事についてこの協議会が何か言えるような権限を持たせる、そういう運営をしているところがあるとも聞いております。学校の運営について外から、どういったサポートを受けるのか、あるいは学校が学校運営についての意思決定をしていく際に、そこでどういう問題について意思決定をしてもらっているのか、一度本当に価値があるものなのかどうかも含めて、少し考えてみませんか。

やはり、中途半端な状況に置かれていて、多分一旦作った学校はやめられないままだと思います。学校運営協議会ではなくて、評議員会みたいなものを作っているところがあるのですか。

【地域教育支援部長】 学校評議員制度も法に規定がございますので、コミュニティ・スクールの類似制度として導入しているところはたくさんあると思います。

【竹花委員】 その評議員制度は、この協議会制度とはまた違うものなのですか。

【地域教育支援部長】 違う制度です。

【竹花委員】 よく分からないのですが、実はこの間、大泉高校附属中学校の卒業式へ行って来たのですが、あそこは評議員の人たちが来られて、その人たちは地域の人たちなのかどうか、お礼を言うにもちょっと分からないなと思ったのですが、何かそういう評議員制度とかいろいろなものが置かれていて、東京都教育委員会としてはどういう制度をお薦めするのかということについても、考えてみなければいけないかもしれませんね。

今は多分流れの中で、一旦作ったところは、やめられずにそのままずっとやっているし、新たに作ろうという動きは、東京都の教育委員会からも区市町村の教育委員会からも特段のプレッシャーがない限りはないだろうという、そんな感じです。ずるずる行っているという状況ではないかとも思うのです。

少し時間はかかってもよいですから、場合によってはそうした運営協議会制度を現にしている学校の関係者、あるいはそもそも運営協議会に携わっている民間の方々、あるいは評議員制度のようなものがあればそれも含め、少し御意見を伺うような仕組みを作ってみてはどうでしょうか。やはりこの法律の趣旨は、閉鎖的な学校運営を少し打破してみる一つの手掛かりにしようということでもあったと思うので、そういう趣旨はそれなりに意味があることではあろうと思いますので、東京都教育委員会として小・中学校についてそこを一体どう考えるのかを、少ししっかり考えてみてくれませんかでしょうか。

第一、私たちが管理している中学校もあるわけですから、ここが学校運営協議会を一校も取り入れていないとすれば、それは多分区市町村の中学校もついてこようとしているところはまずないです。そういうことでよいのかどうかも含めて、時間はかかってもよいので、一度少し検討してみたらいかがでしょうか。

【地域教育支援部長】 今の委員の御指摘を踏まえて、この学校支援の様々な制度について、現実、現状を踏まえて検討し、整理をさせていただきたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

【竹花委員】 私は決してもっと広げろとかいうことを申し上げているわけではなくて、やはりそこは意味のある運営をなされているところもあるだろうけれども、そうでないところもあるのだろうと思うのです。そこら辺をよく精査して、場合によってはもっと簡潔な方法があるのかもしれないと思うのです。そういうやり方があれば、それはそれでも構わないし、幸いなことにこの運営協議会は、法律上は設置することができるという規定ですから、設置しなくてもよいわけですから、無理をすることは一つもないわけですが、もし運営して、よいところがあるのであれば、それをうまく取り入れるような別の仕組みを考えてもよいし、そこら辺は柔軟にお考えいただいてということですので、よろしくお願いいたします。

【遠藤委員】 今回の竹花委員の御意見と多少重複するかもしれませんが、私は基本的にこのコミュニティ・スクールの在り方、効果、地域と学校が協働するということについては、本当にこうあるべきだと思っています。実際に小学校あるいは中学校の段階は、その地域がその学校にどう関わっていくかが大切だと思うのですね。

竹花委員も御指摘のように、法律で決められて10年以上たっているのに、全国レベルで数パーセント、あるいは東京都でも1割に満たないのです。その原因がどこにあるかはしっかりと、その進まない理由が分かれば、それを取り除くことが必要だと思いますし、教育再生実行会議の今年3月4日に出たばかりの第六次提言で、全ての学校での導入を目指すといううたい文句があるわけですが、現実的にはこういう姿です。

例えばこの表の右側を見ると、23区のうち16区が全くゼロなのです。東京都の場合の23区の中学校の在り方を考えた場合は、ほとんどの区で学校選択制が導入されているので、学校選択制の導入を認めておいて、一方でこのコミュニティ・スクールの拡大しようと言うのは自己矛盾ではないかと思うのです。どうやって学校選択制の学校で、その地域と学校が協働して、学校の活性化というものを具体的にどうするのかということだと思うのです。

竹花委員が言われるように、本気でやる気があるならば、そういう問題点にメスを入れない限り、このコミュニティ・スクールというものは形骸化してしまうのではないのでしょうか。私の意見は、コミュニティ・スクールは拡大すべきだと思うのです。

それで地域と学校が一体になって子供たちへの対応というか、地域立のような形で存立することが望ましいと思っています。

こういう法律が存在しながら、なぜ学校選択制が導入されたのかが私には分からないところなのです。だから、これをやるということを掲げながら、一方で選択制をするということは、やはり自己矛盾だと思うのです。どちらかでないといけないと思います。

それから運営協議会という、法律で定められたようなものは、非常に立派な組織過ぎてしまうのではないのでしょうか。ちなみに私が住んでいるところでは、運営協議会があるのかどうかですが、私が参加している小学校、中学校の後援会というものがあって、後援会にボランティアで応募してくれる方には後援会費として1年間に300円とか500円を出してもらって、後援会で子供の登下校を見守るボランティア募集をしていて、子供たちの登下校のときに声かけをするなどということをして、地域の中でボランティアとしてやっています。学校の運営とか、そういう大げさなことではなくて、草の根的に地域と学校の協働をするということをしているわけです。

大上段に振りかぶるのはよいのですが、現実には、例えば中学校の場合に、中学校の生徒がその地域から通っていないところがこんなにたくさんあるという現状の中で、コミュニティ・スクールをどうやって拡大していくのでしょうか。国も全ての学校での導入を目指すという指針を出すのであれば、その具体的な導入のための手立ても示さないといけないのではないかと私の意見として申し上げます。

【乙武委員】 実際に導入している学校では、現場からどんな声が上がっているのでしょうか。それぞれやってみてよかったメリット、また、なかなか苦戦している部分、両方上がってきているかと思うのですが、御紹介していただければと思います。

【地域教育支援部長】 導入の仕方や運営の仕方は様々あると思うのですが、やはり積極的にやっているところについては、これは当然のことですが、地域の理解が深まり、連携が深まって、遠藤委員もおっしゃったような様々な学校支援の在り方も深まっておりまして、プラスがあるという声はたくさん聞いております。

マイナスというようなことは余り聞いてはおりませんが、やはり法律がこうしなければいけないと一律に定めていることについては、若干形骸化しているような学校は

あるかもしれません。このコミュニティ・スクール本来の、地域と連携し、地域の支援を得ながら開かれた学校づくりをしていくという趣旨がまだ十分に機能していないような学校はもしかするとあるかもしれないという評価もしているところがございます。

【委員長】 よろしいですか。

私も竹花委員がおっしゃったことと同じようなことを申し上げようと思います。私は中教審の副会長をしていた関係で、コミュニティ・スクール、当時は地域運営学校と言っていたと思うのですが、その案作りに参画しました。その件に関して国会の参考人として私見を述べる機会がありました。そのときに私自身の英国の経験、すなわち住んでいたところの近くのコミュニティ・スクールが非常にうまくいっていたことから、そのようなことになるとよいなと思って参考人として出ました。しかし、国会議員の先生方の反応はどちらかというと控え目で、この制度では、こういうまずいことが起きるのではないかと、こういうことが起きたらどうするのだという質問が主であったので、少し驚きました。国会議員の先生方もそうですので、一般の方から御覧になると、やはりマイナス面が見えてきて、それがためにこれだけの状況にとどまっているのではないかと気がします。

本日この件が議題に上がると聞いて一つお願いしようと思ったことがあります。地域の状況に合わないような運営もされているところがあるかもしれないし、逆に非常にうまくいっているところがあるかもしれない、是非詳細な調査を、少し時間がかかるかと思いますが、お願いしたいと思います。

先週出席した会議で、コミュニティ・スクールが話題になりました。その中で今までに比べると、地域の方々に先生がかなり頻繁に対応しなければいけない、それでくたびれるというような話をされている委員がいらっしゃいました。どの程度実状を御存知かどうかは分かりませんが、そういうこともあるのかなと思いました。

先ほど申し上げたように私が英国で住んでいたところのすぐそばにあったコミュニティ・スクールは非常にうまくいっていましたね。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それではこの件については報告として承ったということにさせていただきますが、宿題が出ましたので、ひとつよ

ろしくお願いいたします。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

4月9日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、よろしくお願ひします。

【教育政策課長】 次回定例会は4月9日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室で行う予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますね。

それでは、引き続き非公開の審議に移ります。

(午前10時31分)